お知らせ Kami Information

高齢者肺炎球菌ワクチン定期予防接種

高齢者の肺炎球菌ワクチンの定期接種については、これまでに成人用肺炎球菌ワクチンを接種したことのない65歳以上の方を対象に、接種費用の一部を公費で負担する制度がありましたが、5年間延長されることになりました。

対象者は、その年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳に達する方です。

※平成31年度の対象者には、すでに個別のご案内をしています。

また、次に該当する方で、今までにこのワクチン接種を受けていない方は、定期接種を受けることができます。

詳しくは、お問い合わせください。

◆60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓または呼吸器の機能障害およびヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害により、日常生活が極度に制限される障害のある方

【問い合わせ先】
健康介護支援課親子すこやか班 ☎52・9281

障害者福祉医療費の助成制度

この制度は、重度心身障害児（者）の方の、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に、保険診療の自己負担分を助成する制度です。

【対象者】

◆重度心身障害児(者)の方

・身体障害者手帳の1級または2級をお持ちの方

・療育手帳のA1またはA2をお持ちの方

・18歳未満の児童で、身体障害者手帳の3級または4級を持ち、療育手帳のB1をお持ちの方

◆所得制限等

65歳以上で、平成15年10月1日以降、新たに手帳の交付を受けた方は、住民税非課税世帯の方のみが対象。

※65歳未満の方、または65歳以上で平成15年9月30日以前に対象となる級の手帳の交付を受けた方は所得制限はありません。

【申請方法】 次の①～③を持参し、窓口で申請。

①身体障害者手帳または療育手帳 ②健康保険証 ③認印

【現在1年ごと更新の方】

6月末で有効期限が切れます。引き続き助成を希望する方は、所得判定による資格の更新を行いますので、6月中に①～③を持参し、手続きをしてください。

【問い合わせ・申請先】
市民保険課保険班 ☎53・3115
香北支所 ☎59・2311
物部支所 ☎58・3111

南海トラフ地震に備えよう!

家具転倒防止金具の購入・取付補助

◆購入補助

補助率　2分の1（上限1万円）
申込期限　平成32年3月13日（金）

◆取付補助

補助内容
市が無償で作業員を派遣　**※1世帯5台まで**
申込期限
平成32年3月27日（金）

災害用トイレ等の購入費補助

災害時に使用する持ち運びが可能な簡易トイレおよび汚物処理に必要な資材の購入費を補助します。

補助率　2分の1（上限1万5千円）
申込期限　平成32年3月27日（金）

木造住宅の耐震診断・改修補助

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅（2階建て以下）の耐震診断と、改修設計費用・改修費用の補助を行います。

◆耐震診断

申請者　対象住宅の所有者
診断費用　無料
申込期限　平成32年1月10日（金）

◆改修設計費補助

補助率　3分の2（上限20万5千円）
申込期限　平成32年1月31日（金）

◆改修費補助

補助率　100％（上限150万円）
申込期限　平成32年1月31日（金）

※非木造住宅についても補助があります。

ブロック塀の撤去・改修補助

避難路に面したブロック塀などで、地震等により倒壊する恐れのある塀の撤去、または安全な塀への改修費用を補助します。

※現地調査を行いますので、事前にご相談ください。

補助率　100％（上限20万5千円）
申込期限　平成32年1月31日（金）

老朽住宅の撤去費用補助

地震等により倒壊し、被害を及ぼす恐れのある、住宅密集地または避難路に面する老朽住宅の撤去費用を補助します。

※現地調査を行いますので、事前にご相談ください。

補助率　10分の8（上限164万5千円）
申込期限　平成32年1月31日（金）

※いずれの事業も予算に達し次第、締め切り。
申請書はHPからダウンロードできます。

問い合わせ・申込先
防災対策課　☎52−8008

マッチング入会料を補助

結婚への支援として、1対1の出会いをサポートする会員制のお引き合わせシステム『高知で恋しよ‼マッチング』。その入会に必要な登録料を補助します。

【対象】 マッチングシステムへの新規会員登録者本人

※住民基本台帳に登録されている市内に住所を有する方

【助成額】 対象者が支払った入会登録料と同額を補助

【申請期間】
平成32年3月31日まで

【問い合わせ・申請先】
定住推進課 ☎53・1061

その他

人権に関する相談は人権擁護委員へ

6月1日は人権擁護委員の日です。人権擁護委員は、差別待遇、暴行・虐待、いじめ、DV等、家庭および近隣関係等における人権問題に関するあらゆる相談を無料・秘密厳守でお受けしています。

相談日は、毎月の広報香美にある市民カレンダーを参照してください。

【香美市の人権擁護委員】

◆土佐山田町担当
井上俊一・中山摩寿子
中澤牧生・村田珠美
福島勇二

◆香北町担当
橋本薫・半田光子

◆物部町担当
岩越美代・門脇二三夫

【問い合わせ先】
高知地方法務局人権擁護課
☎088・822・3503

香美市戦没者追悼式

戦没者追悼式を、行います。参列を希望される方は、次の各地区遺族会までご連絡をお願いします。

【日時】
5月10日（金）14時～

【場所】 中央公民館

【問い合わせ・申込先】
福祉事務所 ☎53・3117
土佐山田地区（事務局）
☎52・4305
香北地区（会長・大石綏子）
☎59・2208
物部地区（会長・公文寛伸）
☎090・5274・0025

平成31年度国民健康保険税率が変わります

平成31年度の国保税率等を見直しました。そのため、多くの方の増額が見込まれます。

国保税は国保を支える大切な財源です。被保険者の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

所得によっては、均等割･平等割の7割、5割、2割を軽減する制度があります。また、災害や病気等で国保税の納付が困難な場合、申請により減免される場合があります。

◆平成31年度の国保税率

区分	課税の基礎	税率					
		医療分		後期高齢者支援金分		介護保険分（40～64歳）	
		改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割	課税標準額（※）	6.3％	**8.5％**	2.0％	**3.0％**	2.0％	**2.4％**
均等割	被保険者1人あたり	22,500円	**26,400円**	7,200円	**8,400円**	7,000円	**9,000円**
平等割	1世帯あたり	15,500円	**20,000円**	6,000円	**8,000円**	6,000円	**7,000円**
最高額	1世帯あたり	54万円	**61万円**	19万円	**19万円**	16万円	**16万円**

※課税標準額＝前年中の所得金額－33万円（基礎控除）

【税率を見直した理由】

平成30年度から国保の財政運営の責任主体が県になり、必要な費用（納付金（※））を決定し、市は県に納付金を納めています。

市では、平成30年度は資産割を廃止し、均等割の増額と基金（国保の貯金）で県へ支払う納付金の不足分を賄いました。平成31年度は県が決定した納付金の額が大幅に上がったため、基金残額では同程度の手当てを続けることが難しくなりました。

※納付金・・・各市町村の医療費等に充てられます。

【今後の税率について】

安定的な財政運営を図るため、県より示される標準保険税率を参考に、必要に応じて見直しを行います。

【問い合わせ先】 市民保険課保険班　☎53−3115